

規律委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第9条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、規律委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (3) 委員長および委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員は、Jリーグの役職員、裁定委員会の委員長もしくは委員またはJクラブの役職員を兼ねることができない。
- (5) 委員長および委員は、チェアマンが、理事会の同意を得て任命する。
- (6) 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員長の任期は通算4期までとする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条〔会議および議決〕

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 規律委員会は、委員長および2名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- (3) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条〔書面等による審議および議決〕

- (1) 前条の定めにかかわらず、規律委員会の審議は、書面、電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により行うことができる。本項による場合、委員長および2名以上の委員が審議に参加する旨の意思を示さなければ、審議を行うことができない。

い。

- (2) 本条に基づく規律委員会の議事は、委員長および参加の意思を表示した委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (3) 1人以上の委員が会議の開催を要求した場合、委員長は、すみやかに前条の会議を招集しなければならない。

第6条〔規律委員会の手続〕

規律委員会の審議、調査の手続きは、本規程およびＪリーグ規約に特に定めるものを除き、公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程（以下「ＪＦＡ懲罰規程」という）に定めるところによる。

第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

規律委員会は、理事会の承認を得て、ＪＦＡ懲罰規程別紙2「懲罰基準の運用に関する細則」第8条（出場停止処分の消化に関する特別規定）に定める、Ｊリーグにおける出場停止処分に関する取扱いについての細則を定めることができる。

第8条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施行〕

本規程は、2020年1月30日から施行する。

〔改正〕

2022年1月1日

〔附則：2022年1月1日改定に関する経過措置〕

第3条第1項ただし書きの規定は、2022年における委員長の選任においては適用しない。